

岩倉市低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定による落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）及び岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号）第15条第1項の規定による最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事は、令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に付する建設工事とする。

2 最低制限価格を設定する建設工事は、競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）に付する工事とする。

3 前項の規定にかかわらず、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該端数を切り捨てた額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 土木工事のうち機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事 次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額

- ア 機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額
 - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - オ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (3) 建築工事（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額
- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (4) 建築工事のうち昇降機械設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額
- ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格に乗じる割合を10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で別に定めることができる。

（低入札価格調査における失格判断基準）

第4条 予定価格の3分の2に満たない入札は、失格とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、契約ごとに失格判断基準を定めることができる。

（予定価格調書への記載）

第5条 調査基準価格を設定したときは、予定価格調書に当該調査基準価格を記載するものとする。

（最低制限価格）

第6条 最低制限価格は、第3条の調査基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に最低制限価格を定めることができる。

(調査基準価格の周知等)

第7条 調査基準価格を設定したときは、入札公告に調査基準価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

2 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名競争入札通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

(落札の決定の保留)

第8条 総合評価一般競争入札において、評価値の最も高い者（以下「最大評価値入札者」という。）が、調査基準価格を下回る価格で入札をしたときは、入札を執行する者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第9条 会計管財課長は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、次に掲げる項目により、最大評価値入札者への事情聴取及び低価格入札理由書（様式第1）の提出要請（以下「事情聴取等」という。）、関係機関への照会等により調査を行うものとする。

(1) 当該価格により入札をした理由

(2) 手持ち工事の状況

(3) 当該入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）に係る手持ち資材の状況

(4) 対象工事の資材の購入先及び購入先と入札者との関係

(5) 対象工事に係る手持ち機械の状況

(6) 対象工事に係る労務者の具体的な供給の見通し

(7) 下請負契約予定者及び下請負予定金額

(8) 過去に施工した公共工事名、工事实績等

(9) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）

(10) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等）

(11) その他必要な事項

2 最大評価値入札者が正当な理由なく事情聴取等に応じないときは、落札者とししないものとする。

(調査の結果)

第10条 会計管財課長は、調査の結果を低入札価格調査報告書(様式第2)により、岩倉市入札契約審査委員会(以下「委員会」という。)へ報告し、意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告に基づき審査を行い、低入札価格審査結果通知書(様式第3)及び岩倉市入札契約審査委員会審査結果記録(様式第4)により、市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第11条 市長は、前条第2項の報告に基づき、最大評価値入札者が当該契約の内容に適合した履行ができると判断したときは、速やかに、最大評価値入札者を落札者と決定し、落札者及び当該入札における入札参加者全員に、落札者決定通知書(様式第5)を送付するものとする。

2 市長は、前条第2項の報告により、最大評価値入札者が当該契約の内容に適合した履行がされないと判断したときは、遅滞なく委員会に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした最大評価値入札者以外の者のうち最大の評価値である者(以下「次順位者」という。)を審査させるものとする。

3 次順位者の入札が調査基準価格を下回る場合は、第9条、前条及び第1項の規定を準用する。

4 次順位者が当該契約の内容に適合した履行がされないと判断したときは、さらに次の順位の者について順次審査を行い、当該契約の内容に適合した履行ができる者を決定できるまで審査を行うものとする。

5 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)を使用した入札において低入札価格調査の対象となった場合は、第1項(第3項において準用する場合を含む。)による落札者及びその他の入札参加者全員に対するの通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

第12条 最低制限価格を設定した入札が行われた場合は、予定価格の制限額の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(調査結果等の公表)

第13条 第9条第1項に基づく調査を実施した場合には、当該契約の締結後、その調査結果の概要を公表するものとする。

2 第11条第2項により最大評価値入札者を落札者としなかった場合は、次順位者等を落札者とした理由を公表するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(低入札調査価格及び最低制限価格の特例)

2 当分の間、第3条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「10分の9.2」とあるのは、「10分の8.5」とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 9 条関係)

低価格入札理由書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 入 札 日 時 年 月 日 () 時 分

5 入札書記載金額 金 円

6 低価格で入札した理由

(1)

(2)

7 手持ち工事の状況

(1) 工事受注状況

(2) 現在施工中の工事

8 手持ち資材の状況

9 資材購入先及び購入先との関係

10 手持ち機械の状況

11 労務者の供給見通し

12 下請負契約予定者と下請負予定金額

13 過去に施工した公共工事

14 その他の事項

低入札価格調査報告書

年 月 日

岩倉市入札契約審査委員会

委員長

様

会計管財課長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり調査を行いました。

つきましては、岩倉市入札契約審査委員会において、その適否を審査願います。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

様式第3（第10条関係）

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

岩倉市長 殿

岩倉市入札契約審査委員会
委員長

岩倉市入札契約審査委員会で審査した結果を次のとおり報告します。

- 1 審査結果
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所

様式第4（第10条関係）

岩倉市入札契約審査委員会審査結果記録

審査日時	年 月 日
開催場所	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
入札者名	
入札日	年 月 日
審査結果	

様式第5（第11条関係）

落札者決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長



年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、
を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 落 札 価 格 金 円
(入札書記載金額 金 円)

別紙

年 月 日

低 入 札 調 書

入札者名	
予定価格（税抜き）	円
調査基準価格（税抜き）	円
入札価格（税抜き）	円
（１）当該価格により入札をした理由	
（２）手持ち工事の状況	
（３）手持ち資材の状況	
（４）資材購入先及び購入先と入札者の関係	
（５）手持ち機械の状況	
（６）労務者の具体的な供給見通し	

(7) 下請負契約予定者及び下請負予定金額

(8) 過去に施工した公共工事、工事实績等

(9) 経営状況

(10) 信用状況（建設業法違反、賃金不払い状況、下請負代金の支払い遅延等）

(11) 入札した額での利益想定

(12) 設計書と工事費内訳書との差異部分

(13) その他確認事項